

四日市市告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
戸籍手数料、住民登録手数料、印鑑証明等手数料、納税証明書等手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（市民生活部市民課）